

公文書部分開示決定通知書

環生 第18-237号

平成24年9月26日

吉田 ミサヲ 様

三重県知事 鈴木 英 敬 関

平成24年9月20日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	開示請求者が請求した内容	東日本大震災に依り出た災害ガレキの受入れ費用として約¥7,800万円を県議会で計上議決したが、その用途を詳しく教えて下さい。
	実施機関が特定した公文書の件名	平成24年度環境生活部予算書その3 事業名 災害廃棄物適正処理促進事業費
開示しない部分		備品購入費の積算基礎に記載の備品単価及び合計額
上記部分を開示しない理由		三重県情報公開条例第7条第6号(事務事業情報)に該当当該情報が、事業に関する情報であって、公にすることにより事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため
開示しない理由がなくなる期日及びその部分		なし
開示を実施する日時		平成24年9月27日 9時
開示を実施する場所		伊賀庁舎伊賀農林商工環境事務所
事務担当		環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 担当者 平見 〔電話番号 059-224-2385〕
備考		A4 白黒7枚 30日

教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 指定された開示日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて指定します。

なお、三重県情報公開条例第18条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。

2 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

3 本決定に対し第三者から異議申立てがあったときは、三重県情報公開条例第21条第2項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

(その3)

事業名：災害廃棄物適正処理促進事業費
 細事業名：災害廃棄物適正処理促進事業費

(施策番号：152)

節区分	積算基礎	補正額	財源	
			県費	その他
08 報償費	○ <u>専門家・学識経験者謝金</u> 時間単価 9,100円 × 5人 × 9回 = <u>409,500円</u>	410	0	410
09 旅費	○ <u>職員旅費</u> <u>7,591,600円</u> ・名古屋市(日帰り) 5,000円 × 22回 × 2人 = 220,000円 ・大阪市(日帰り) 7,140円 × 3回 × 2人 = 42,840円 ・東京都(日帰り) 26,560円 × 15回 × 2人 = 796,800円 ・宮城県(1泊2日) 56,840円 × 38回(延べ) = 2,159,920円 ・岩手県(1泊2日) 61,460円 × 24回(延べ) = 1,475,040円 ・岩手県～宮城県(1泊2日) 65,440円 × 16回 × 2人 = 2,094,080円 ・北九州市(1泊2日) 53,120円 × 3回 × 2人 = 318,720円 ・秋田市 80,700円 × 3回 × 2人 = 484,200円 ○ <u>依頼旅費(専門家・学識経験者、住民等)</u> <u>7,519,540円</u> ・大阪府(日帰り) 7,140円 × 9回 × 1人 = 64,260円 ・名古屋市(日帰り) 5,000円 × 9回 × 1人 = 45,000円 ・県内 3,000円 × 9回 × 3人 = 81,000円 ・岩手県～宮城県(1泊2日) 65,440円 × 2回 × 56人 = 7,329,280円 旅費計 <u>15,111,140円</u>	15,112	0	15,112
11 需用費		3,651	0	3,651
01 消耗品費	○ <u>其他事務用消耗品</u> 一式 1,630,000円 ○ <u>事業用消耗品</u> 一式 1,000,000円 計 <u>2,630,000円</u>	2,630	0	2,630
02 燃料費	○ <u>公用車用燃料(県内説明・支援等)</u> 14.6円/km × 100km × 240回 = <u>367,920円</u>	368	0	368
03 食糧費	○ <u>会議用お茶代(市町・学識経験者等)</u> 500円 × 9回 × 5人 = <u>22,500円</u>	23	0	23

(その3)

事業名：災害廃棄物適正処理促進事業費
 細事業名：災害廃棄物適正処理促進事業費

(施策番号：152)

節区分	積算基礎	補正額	財源	
			県費	その他
04 印刷製本	○説明会用資料 120円 × 5,000枚 × 1.05 = <u>630,000円</u> 需用費計 <u>3,650,420円</u>	630	0	630
12 役務費		767	0	767
01 通信運搬費	○通信用携帯電話使用料(リース) 10,500円 × 9ヶ月 × 5台 = 472,500円 ○連絡調整用切手代 一式 10,000円 計 <u>482,500円</u>	483	0	483
05 筆耕翻訳料	○会議等テープ起こし 30,000円 × 9回 × 1.05 = <u>283,500円</u> 役務費計 <u>766,000円</u>	284	0	284
13 委託料	○試験焼却分析委託費(放射能濃度等) 1,932,000円 × 7回 = 13,524,000円 ○試験焼却処理委託費 1,941,620円 × 7回 = 13,591,340円 ○試験焼却時のアスベスト等測定委託費 1,299,375円 × 7回 = 9,095,625円 計 <u>36,210,965円</u>	36,211	0	36,211
14 使用料 及び賃借料	○会議室使用料(ガイドライン検討会) 5,000円 × 9回 × 1.05 = 47,250円 ○高速道路使用料 2,000円 × 203回 = 406,000円 ○カラーコピー機レンタル料(機器レンタル込みカウンター料金) 31.5円 × 1,000枚 × 9ヶ月 = 283,500円 ○借り上げバス代 120,000円 × 32回 × 1.05 = 4,032,000円 60,000円 × 4回 × 1.05 = 252,000円 計 <u>5,020,750円</u>	5,021	0	5,021
18 備品購入費	○車両(ミニバンタイプ、放射能濃度測定機器運搬含む) []円 1台 []円 ○サーベイメーター購入 []円 × 8台 × 1.05 = []円	12,975	0	12,975

(その3)

事業名：災害廃棄物適正処理促進事業費
細事業名：災害廃棄物適正処理促進事業費

(施策番号：152)

節区分	積算基礎	補正額	財源	
			県費	その他
	○放射能測定用前処理装置一式（破砕機+予備容器3個） [] 円 × 1台 × 1.05 = [] 円 ○放射能測定システム（一式） [] 円 × 1台 × 1.05 = [] 円 ○電子天秤 [] 円 × 1台 × 1.05 = [] 円 ○遮蔽体（遮蔽線量率測定用） [] 円 × 1台 × 1.05 = [] 円 計 <u>12,974,950円</u>			
		74,147	0	74,147

歳入（特定財源「その他」の内訳）

区分	名称	所要額	既決額	要補正額
諸収入	東日本大震災災害廃棄物処理等受託事業収入	74,147	0	74,147

課名（廃棄物・リサイクル課）